

平成 26 年度予算編成大綱

平成 25 年 12 月 13 日

自由民主党

公明党

目次

□ 基本的な考え方 0 2
1 . 復興を加速します。 0 4
2 . 経済再生を実現します。 0 5
3 . 活力ある地域・農山漁村をつくります。 0 8
4 . 安心して安全な暮らしをつくります。 1 2
5 . 教育再生を実現します。 1 6
6 . 確かな外交・防衛で国益を守ります。 1 7

基本的な考え方

昨年末の安倍内閣の登場は、長く続いたわが国の閉塞的なムードを一変させた。これは、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」を次々と、これまでと次元の異なるレベルで強力で推進してきたことによる。

今年に入って、実質GDPが4四半期連続でプラス成長となり、企業収益に大幅な改善が見られるなど、日本経済は着実に回復している。また、昨年末0.83倍だった有効求人倍率が、本年10月には0.98倍まで改善するなど、雇用環境にも明るい兆しが見えてきた。

ただし、こうした景気回復の実感は、中小企業・小規模事業者や地域経済には未だ十分浸透しておらず、また、業種ごとの業況にはばらつきが見られる。物価動向についてもデフレ脱却は道半ばである。

「アベノミクス」を成功させ、その果実を全国津々浦々まで、大企業から中小企業・小規模事業者の様々な業種の方々にまであまねく届けることが必要であり、「日本再生」に向けた歩みをさらに力強く進めていかなければならない。

「日本再生」に向けた取組みを確実に進めていくためには、財政の機動力が極めて重要である。しかし、わが国の財政状況は、少子高齢化の進展による社会保障費の増大、リーマンショック後の経済危機への対応、東日本大震災への対応等が重なり、近年著しく悪化が進み極めて厳しい。

財政健全化に関しては、国・地方を合わせた基礎的財政収支について、①2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDP比を半減、②2020年度までに黒字化、③その後の債務残高対GDP比の安定的な引下げの実現を目指すこととしており、本年8月8日決定の「中期財政計画」においても確認されているところである。財政再建は待ったなしである。

しかしながら、自由民主党・公明党の連立政権による財政再建は、単に歳出を切り詰めるだけの安易な「縮小均衡型」の手法を採ることはしない。経済成長につながる施策を果敢に実行していくことで強い経済を取り戻し、同時に消費税率引上げによる社会保障費の安定的な財源を確保する。これらを通じて、将来の安心を確かなものとし、経済再生と財政健全化の両立を図る。

平成26年度予算は、政権に復帰した自公両党が概算要求基準から策定する初めての本格的なものとなる。先に決定した消費税率引上げの影響緩和と経済の好循環等による成長を目的とする平成25年度補正予算(12月12日決定)

と連動して編成することにより、経済の成長力を底上げし、持続的な成長軌道につなげていくものとする。

その際、徹底した無駄の排除、歳出見直しを果敢に実行するとともに、本大綱に示す民間需要や民間のイノベーションの誘発効果が高いもの、緊急性の高いものを重視する“選択と集中”を徹底する。また、女性をはじめ国民の1人ひとりが光り輝く社会の実現を目指す。

こうした取組みを通じて、平成26年度予算編成は、経済再生と財政健全化の両立を目指すものとする。

1 . 復興を加速します。

東日本大震災からの復興の加速化

被災地の復興なくして、日本の再生はない。われわれは、平成 24 年度補正予算や累次にわたる提言をはじめ、以来、“震災 3 年目の冬を希望持って迎えるために” 全力を尽くしてきている。地震・津波の被災地域では、地域差はあるものの、インフラ復旧、住宅再建と産業・雇用の復興は着実に進みつつある。一方、原子力事故災害からの復旧・復興は遅れている。

このため、「集中復興期間」における 25 兆円程度の復興財源を確実に確保するとともに、津波・地震災害からの復興を一層推進しつつ、原子力事故災害からの復興・再生を加速する。また、「新しい希望の東北」の創造に向け、先導モデル事業の活用等に取り組む。

まず、被災者支援について、被災者の方々の住宅再建、復興まちづくり、復興道路・復興支援道路の整備等を推進する。被災した学生の修学等を引き続き支援するとともに、被災者の避難の長期化が見込まれる中、心のケア等の被災者の健康・生活面での支援を着実に進める。

まちの復旧・復興については、津波被災地域において、防災集団移転促進事業等の事業着手が着実に進展しており、まちづくりの動きが本格化しつつある状況を踏まえ、東日本大震災復興交付金等により、地域住民の声に耳を傾けつつ、引き続き復興まちづくりの加速化を図る。計画変更等に対応できるような柔軟な予算執行に努める。

産業の振興については、着実に進んでいる産業の復興の動きを確実なものとするため、被災した中小企業や農林漁業者等の復旧・復興を支援する。併せて三陸復興国立公園を核としたグリーン復興の推進等により地域経済に貢献する。

一方、原子力事故災害からの復興・再生については、除染・中間貯蔵施設の整備を加速するとともに、本年 8 月の避難指示区域の見直し完了を受け、早期帰還支援策、長期避難者のための支援策等を強力に推進する。また、個人被ばく線量の正確な把握を含めた健康管理対策を着実に実施する。更に避難指示が解除された被災地域の商業機能の回復など生活再建・企業立地促進等を推進するとともに、再生可能エネルギー、医療機器、情報セキュリティ等をはじめ産業復興に取り組む。

なお、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水対策について、東京電力のみに任せるのではなく、国も前面に立ち、全力を挙げて取り組む。

2 . 経済再生を実現します。

新たな成長分野の開拓

「世界で最もイノベーションに適し、技術でもビジネスでも勝ち続ける国」を創るため、有望な研究開発を加速する。例えば、次世代 3D プリンタによるものづくり革新、高性能医療機器開発、ロボット技術を活用した公共インフラの維持管理システムの開発等を進めるとともに、研究開発成果の事業化を支援する。これらにより、健康長寿・次世代インフラ・地域資源・クリーンエネルギー等の戦略分野の新市場創出を支援する。

また、世界最速・最高の特許審査の実現や、国際標準の獲得に積極的に取り組む。

グローバル化を活かした成長

新興国等拡大する国際市場を獲得するために国際展開戦略を推進する。具体的には、地域毎のきめ細かな戦略に基づき、現場で核となって活動する専門家の確保、インフラシステム輸出、クール・ジャパン戦略の推進、国際標準獲得、知財保護の強化等に取り組むとともに、グローバル企業による対内直接投資を呼び込むための体制を整備する。

資源・エネルギーの経済安全保障の確立

わが国が直面するエネルギー制約を克服するため、資源・エネルギー政策を着実に実行する。まず、エネルギーの生産段階においては、再生可能エネルギー導入の強化、石炭火力発電の高効率化等を通じたエネルギー源の多様化を図る。具体的には、再生可能エネルギーの導入基盤の強化、風力・地熱等の再生可能エネルギー、高効率石炭火力の技術開発等を支援する。

また、資源供給源を多角化し、安定的かつ低廉な調達を実現するため、海外における資源権益の確保、メタンハイドレート等の国内資源開発等を推進する。

流通段階においては、製油所や SS 等の設備最適化・石油供給網の強靱化等を推進する。

消費段階においては、エネルギー需要管理を含む省エネルギー対策の推進、燃料電池の利用拡大等を図る。具体的には、産業部門における最先端省エネルギー機器の導入支援や、燃料電池車の市場投入に必要な水素供給設備の整備、省エネ性能の高い部素材等の研究開発等を進める。

原子力の安全基盤を構築するため、原子力発電所の安全対策の強化、人材育成・研究開発等を推進する。

科学技術イノベーションの推進

科学技術イノベーションは、安倍内閣が掲げる「三本の矢」のうちの一つである成長戦略の重要な柱である。

このため、基礎研究・革新的な研究開発の推進等による科学技術イノベーション・システムの構築、橋渡し研究など医療分野の研究開発体制の強化（「日本版NIH」の創設等）、ITER計画の実施などクリーンで経済的なエネルギーシステムの実現、地震等の自然災害に対する防災・減災研究の推進や地球環境問題への対応等による「世界に先駆けた次世代インフラの整備」を図る。また、若手研究人材や研究支援人材のキャリアアップを図る仕組みの構築等、世界で勝てる人材力の強化と研究開発インフラの整備・活用、新型基幹ロケット及び小惑星探査機「はやぶさ2」の開発、海洋資源調査研究の戦略的推進など、「国家安全保障・基幹技術の強化」を推進する。

経済再生に資する社会資本整備の推進

今後の社会資本整備については、わが国の国土・地域の将来を見据え、計画的に推進していく必要がある。この視点を踏まえつつ、地域間格差を是正し、アベノミクスの効果を全国津々浦々に及ぼして、経済再生を実現するため、即効性の高い公共事業を展開し、活力ある国土・地域づくりを推進する。

具体的には、大都市圏環状道路や拠点空港・港湾等とのアクセス道路等の国の基幹ネットワークを含む道路網の整備、地域公共交通の確保・維持や整備新幹線の整備・フリーゲージトレインの早期実用化等の総合的な交通体系を構築する。首都圏空港や国際コンテナ戦略港湾など世界と競争できる航空・空港環境及び港湾機能の整備、都市開発への民間投資の促進・外国人の生活機能サポート・シティセールス等による大都市の国際競争力の強化、海洋産業の戦略的育成や遠隔離島における活動拠点整備など海洋資源開発、わが国の優れたインフラシステムの輸出や建設業・不動産業の海外展開の推進等により国際競争力の強化を推進する。

あわせて、社会資本整備を担う人材の確保・育成・活用、事業執行体制の強化・立て直し、入札制度の抜本的改革を図る。

事業の実施に当たっては、重点化を図るとともに、PPP/PFI手法の活用等に取り組み、効率的な施策展開を図る。

また、ビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化や国際会議等の誘致・開催、税関・出入国管理・検疫（C I Q）体制の抜本的強化等により「観光立国」を推進する。

I C T 成長戦略の推進

I C T が経済再生、国際競争力の強化、国土強靱化、様々な社会的課題の解決の切り札となるものであることに鑑み、ビッグデータ・オープンデータ及びG空間情報（地理空間情報）の利活用の推進やI C T分野におけるイノベーションの創出、電波の有効利用の促進、I C T・地デジの海外展開の推進等の施策を展開するとともに、超高齢社会、情報リテラシー、社会インフラの防災・減災、維持管理などわが国が抱える課題の解決に資するI C T利活用の方策を推進する。

また、I C T基盤の整備等を進め、復興街づくりなど東日本大震災からの復興を着実に推進するとともに、サイバーセキュリティ強化に向けた体制整備やセキュリティ関連技術研究開発等を通じて、国民の安心・安全の確保を図る。

電子政府については、国民・利用者を中心とした電子行政サービスを推進するため、政府情報システムをクラウド化し、拠点分散を図りつつ、災害や情報セキュリティに強い行政基盤を構築する。

さらに、社会保障・税番号制度の円滑な導入に向けて、国、地方公共団体及び医療保険者で必要なシステム整備を進める。

「G空間社会」の実現

国土強靱化、防災・復興、成長戦略、外交・安全保障に資すよう、「G空間社会」の早期実現を目指して、G空間情報センター構築、G空間情報の活用による防災システム構築、I T農林水産業、地域活性化、海外展開等の具体化を図る。

「女性が輝く社会」の実現

経済成長を実現させる大きな鍵は女性の力である。女性の力が社会の様々な分野で最大限発揮される「女性が輝く社会」の実現に努める。

このため、仕事と子育ての両立、再就職、能力開発等を支援するなど女性の活躍を促進する取組みを強化する。また、「待機児童解消加速化プラン」の推進や育児休業中の経済支援の強化など女性の就業継続の環境整備を図るとともに、女性役員・管理職等への登用促進に向けた環境を整備する。

さらに、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、セクシャル・ハラスメントなど、女性に対する暴力の根絶を図る。

3 . 活力ある地域・農山漁村をつくります。

活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現

地方が安定的に財政運営を行うことができるよう、平成 26 年度の地方交付税等の一般財源総額について、平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。また、東日本大震災の復旧・復興事業等についても、地方の所要の事業費及び財源を確実に確保する。

地域発の成長戦略である「地域の元気創造プラン」に基づき、地域の資源と地域金融機関の資金を活用して自治体が核となって業を起こし、雇用を創る「地域経済イノベーションサイクル」の全国展開や、分散型エネルギーインフラや公共クラウドなどの民間活力の土台となるプロジェクトを推進し、経済成長の成果を全国津々浦々まで行き渡らせる。

さらに、圏域の様々な施設・機能の集約とネットワーク化の考え方に基づく「定住自立圏構想」の推進等により、自立的な地域経営を確立するとともに、都市と農山漁村の教育交流の制度化を通じた推進や人材育成、過疎地域の集落等における地域資源を活用した地場産業の振興や日常生活機能の確保、地域コミュニティの再生等を支援し、活力ある地域づくりを通じた新しい成長の実現を目指す。

国民の命を守る消防防災行政の推進

被災地における消防防災体制の充実強化を推進するとともに、コンビナート災害等に対応した緊急消防援助隊の機動能力の強化、消防団の充実強化など地域の消防防災体制の充実強化、ICTやG空間情報を活用した災害対応力の強化や大規模地震に備えた予防対策、防災教育の充実等を推進する。

国土・地域づくりの推進

地域の再生を着実に実行していくための国土・地域づくりを推進する。具体的には、高速ツアーバス事故等を踏まえた公共交通等の安全・安心の確保、鉄道駅の段差解消やホームドアの導入・障害者に配慮した車両の導入等の公共交通のバリアフリー化の推進、都市機能の集約と公共交通の充実支援によるコンパクトシティの推進、情報提供の充実・強化等による中古住宅市場の環境整備やヘルスケアリート等投資対象不動産の多様化等による住宅・不動産市場の活性化、災害・豪雪時の緊急対応や社会資本の維持管理等の担い手である地域の建設産業への支援、離島活性化交付金の拡充や奄美群島の自立

的で持続可能な発展に向けた地域の取組を後押しする交付金の創設など離島・奄美・小笠原振興の取組強化等により地域の再生を推進する。

また、ゼロ・エネルギー住宅の取組みや省エネルギー改修に対する支援によるエコハウス化の加速、電気自動車等の導入支援など次世代自動車の普及促進等のエネルギー・環境対策を推進する。

防災・減災対策の推進

防災は国家の基本的かつ極めて重要な任務であることを認識し、国土強靱化の観点も踏まえ、防災対策全般のさらなる推進を図る。

南海トラフ巨大地震や首都直下地震について、被害想定等を踏まえた政府全体の行動計画を策定するとともに、日本海溝・千島海溝周辺及び中部圏・近畿圏の各地震の被害想定等の大規模地震対策や、火山防災対策、大規模水害対策等に取り組む。

また、防災を担う人材の育成、訓練の充実を図るとともに、国連防災世界会議の開催など国際防災協力の推進を図るとともに、大規模災害時にも対応可能な中央防災無線網の整備、総合防災情報システムの整備等を行う。

加えて、被災された方々に対する円滑かつ適切な支援を行う。

中小企業・小規模事業者への支援

中小企業・小規模事業者を応援し、地域の活力を取り戻す。具体的には、まず、黒字企業の倍増に向け、補正予算で措置したものづくり等を支援する予算の拡充を図る。特に、有望な企業等の研究開発や事業化を支援するとともに、農商工連携や1万社の海外展開の実現、知財を活用した事業展開等に取り組む。また、開業率10%を実現するため、創業予備軍の発掘から創業後のアフターケアまで一貫した支援を行うとともに、創業に必要な資金支援、個人保証によらない融資の実現、中心市街地活性化や商店街振興の成功モデル作り等を支援する。さらに、小規模事業者については、その振興のための「基本法」の制定も見据え、小規模事業者に焦点を当てた施策を強化する。具体的には、低利融資、地域資源の活用、小規模事業者からの相談にワンストップで対応する体制の全国的な整備等に取り組む。あわせて、経営支援と一体となった資金繰り支援をより一層充実させ、中小企業・小規模事業者の経営改善を全面的に支援する。

攻めの農業の展開

「農業・農村所得倍増目標10カ年戦略」及び「強い林業づくりビジョン」を本格的に展開するため、農林水産業の足腰を強くするための産業政策と多

面的機能を維持・発揮するための地域政策の2つを「車の両輪」としつつ、活力に満ちた地域を創造するために必要な施策を実施するための予算を確保する。

担い手への農地集積・集約化を加速させるため、農地中間管理機構の整備・活用を図るとともに、農地の大区画化等を推進する。また、経営所得安定対策及び米政策の見直しを踏まえ、輸入飼料に替わる飼料用米など需要の見込める作物を振興するため、水田フル活用を積極的に推進する。さらに、多様な担い手の育成等とあわせて生産基盤の整備や鳥獣被害対策を含めた生産現場の取組みを強化するなど、農業の構造改革を推進する。

6次産業化による農産物の高付加価値化や地産地消を推進するとともに、強みのある農産物等の開発、輸出の促進を図り、国内外の需要を取り込む。また、和食の世界無形文化遺産への登録を契機に、米を中心とした日本食・食文化の魅力を内外に発信する取組みを一段と強化する。

畜産・酪農、野菜、果樹・茶、甘味資源作物といった各品目について、生産者の経営の維持・安定を図るため、現場のニーズに対応した生産振興対策を積極的に推進し、自給率・自給力の向上を図る。

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための新たな交付金制度を創設し、中山間直接支払等とあわせて、日本型直接支払を充実するなど、美しく活力ある農山村を実現する。また、都市と農山漁村の教育交流の制度化等を進め、都市と農山漁村の共生・対流に厚みを増すとともに、食の安全・消費者の信頼の確保についても推進する。

強い森林・林業の実現

日本の美しい森、水源地を守らなければならない。

強い森林・林業を実現するため、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術や木質バイオマスの開発・普及に努めるとともに、国産材の安定的・効率的な供給体制を構築する。

また、山村地域の活性化や森林の有する多面的機能の発揮に力を入れるとともに、人材育成や高性能林業機械の開発による持続的な森林・林業経営の実現を図る。

さらに、今やわが国の温暖化対策の切り札となりつつある森林におけるCO₂吸収量を最大限確保するとともに、森林・林業を再生するため、間伐等の森林施業、路網の整備を推進するほか、山地災害対策を推進する。

水産日本の復活

水産業の成長産業化を実現し、漁業者の所得・経営力の向上を図るため、浜ごとの特性や課題を踏まえた対応策を漁業者自らが検討し、「浜の活力再生プラン」を策定する取組みを支援する。同時に、漁業収入安定対策や燃油・配合飼料価格の高騰対策、外国漁船への対策を着実に展開し、漁業経営の安定を図る。加えて、資源管理、資源調査・評価及び漁場整備を適切に実施する。また、ウナギ資源確保に向けた大量生産システムの実証や陸上養殖技術の開発等により、養殖業の生産体制を強化する。

国産水産物の消費と輸出を拡大するため、消費者ニーズを捉えた商品開発等を通じた水産物の流通の川上から川下までの目詰まり解消や漁港の衛生管理対策に引き続き取り組む。

さらに、漁業や漁村の持つ多面的機能の増進を図るとともに、離島漁業の再生に向け取り組む漁業集落を支援する。漁港施設の強靱化は喫緊の課題であり、防災・減災対策及び長寿命化対策を推進する。

強く自立した沖縄の実現

沖縄は、東アジアの中心に位置し、出生率も高く、多くの優位性や可能性を秘めている。この沖縄への投資は「未来への投資」であり、沖縄が日本のフロントランナーとして21世紀の成長モデルとなり、日本経済活性化の牽引役となるよう、那覇空港第二滑走路事業を推進し、沖縄科学技術大学院大学における国際水準の研究・教育を推進する。また、一括交付金を始めとする沖縄振興の所要額を確保する。

さらには、国際物流拠点の形成を図りつつ、ものづくり企業や物流企業等の集積を図る。駐留軍用地跡地利用については、沖縄県や各市町村と連携しつつ、「跡地利用特措法」に基づき推進する。

4 . 安心で安全な暮らしをつくります。

将来の安心を確保する社会保障制度の構築

消費税率引上げによる増収分は、全て社会保障の充実・安定化に向け、基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを恒久化するとともに、社会保障の充実を図る。具体的には、全世代型の「21世紀日本モデル」の制度への改革を目指しつつ、「待機児童解消加速化プラン」の推進などの子育て支援の充実、病床の機能分化・連携や在宅医療の推進、地域医療を担う人材の確保、国民健康保険等の低所得者保険料軽減措置の拡充や低所得者に配慮した高額療養費の見直しなど安定的な医療保険制度の構築、難病・小児慢性特定疾患に係る公平かつ安定的な制度の確立などに取り組む。また、消費税率引上げに伴い医療機関等に実質的な負担が生じないように対応する。

「全員参加の社会」の実現に向け、すべての人材が能力を高め、その能力を存分に発揮できるよう、円滑な労働移動支援や社会人の学び直し支援、多様な正社員モデルの普及、最低賃金引上げのための環境整備等を進めるほか、仕事と育児の両立支援などの少子化対策と女性の活躍の推進、次代を担う若者の活躍支援、生涯現役社会の実現に向けた高齢者の就業支援、障害者の活躍の機会の拡大、生活困窮者の自立・就労支援の拡充などを図る。

「健康長寿社会」の実現に向け、国民の健康寿命の延伸を目指し、データヘルスの推進などの予防サービスを充実するとともに、医療分野の研究開発体制（「日本版NIH」）創設に伴う革新的な医療技術の研究開発促進、再生医療や革新的な医療技術の実用化、新たな医薬品・医療機器の開発促進や審査・安全対策の充実・強化、日本の強みを活かした医療の国際展開など、医療関連イノベーションを一体的に推進する。また、良質な医療・介護へのアクセスを確保するため、診療報酬での対応を含め、救急・小児・周産期医療体制の強化、有床診療所の機能強化、歯科保健医療やかかりつけ薬局の機能強化を図るとともに、認知症の方々への総合的な対策の推進をはじめ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすための地域包括ケアシステムの構築などを進める。

さらに、被災地の復興と防災の強化に向けて、健康・生活面での支援や雇用確保等の被災者・被災地支援を継続するとともに、水道施設の耐震化・老朽化対策などを推進する。

災害に強い安心・安全な国づくり

事前防災の考え方による「国土強靱化」をハード・ソフト両面にわたり計画的に推進し、災害に強い国土・地域づくりを進める。具体的には、今後予想される首都直下地震、南海トラフ巨大地震や、頻発・激甚化する台風、集中豪雨等の大規模災害に備えた防災・減災対策、渇水対策、被災時の代替性確保のための広域的な基幹ネットワークの整備、住宅・建築物や公共交通インフラの耐震化や帰宅困難者対策・地下街の安心避難対策・液状化対策・コンビナート対策等の災害に強いまちづくり、今後急速に老朽化するインフラの長寿命化・老朽化対策、通学路の安全対策を含めた地域の防災・減災、老朽化対策の支援等を推進する。

また、領海警備の強化のため海上保安体制の充実・強化を推進する。

総合的な環境行政の推進

循環型社会形成推進交付金の確保等による廃棄物処理システムの強靱化を推進する。

低炭素社会を実現するとともに日本の優れた環境技術により成長戦略に貢献すべく、①未来への投資を促進する環境ファイナンスと技術イノベーション、②二国間クレジット制度（JCM）を活用した都市・地域のまるごと低炭素化等による「攻めの地球温暖化外交戦略」の先導と地域主導の先進的な低炭素地域づくりの支援、③再エネを中核とした自立・分散型エネルギー社会の創出と「減エネ」の推進に取り組む。また、気候変動に関する2020年以降の新たな国際枠組みの構築に向けた国際交渉を主導するとともに、地球温暖化の影響への適応のための取り組みを進める。

国民の健康と良好な環境を確保すべく、汚染メカニズムの解明や越境汚染対策等の微小粒子状物質（PM2.5）対策、子どもの健康と環境に関するエコチル調査や水銀等の化学物質対策、水俣病等の公害健康被害対策、国内希少種指定の大幅拡充や鳥獣被害対策等の人と生き物との共生施策、環境教育の実践活動の強化に取り組む。

原子力防災対策のさらなる充実・強化のため、立地等自治体が各地域の実情に応じた原子力防災対策を講じるために必要な支援を行う。また、原子力規制の一層の高度化を進めるとともに、東京電力福島第一原発事故対応として、陸域・海域における放射線モニタリングの強化等に取り組む。さらに、原子力規制委員会の事務局機能を担う原子力規制庁職員の専門能力を向上させるよう、専門人材の育成に取り組む。

総合的な治安対策を強化するための警察の体制整備

わが国の治安は、刑法犯認知件数など数値については一定の改善をみているが、国民の治安に対する不安感は根強い。その背景としては、ネットバンキングにおける不正アクセス・不正送金事案等の国民生活を脅かすサイバー犯罪が多発しているほか、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が続発していることがある。

また、暴力団による対立抗争事件や事業者襲撃等事件が発生しているほか、イスラム過激派によるテロの脅威は依然として高い状況にあるとともに、ストーカー事案・DV事案、児童ポルノ事犯、振り込め詐欺事件等の女性・子供・高齢者が被害者となる犯罪の被害が深刻になっている。さらには、多くの尊い命が犠牲となる交通事故が後を絶たない。

こうした厳しい状況を踏まえ、良好な治安の確保に向け、警察の体制整備を図り、総合的な治安対策を強力に推進していく。

「世界一安全な国、日本」を実現するための法務・司法の充実

「世界一安全な国、日本」の実現は、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の成功の前提であり、法務行政を担う各部門の人的・物的体制の強化が不可欠である。

具体的には、犯罪者の再犯防止のため、刑務所等における施設内処遇及び保護司と保護観察官の協働による社会内処遇の各体制の強化や、職員の増員、施設基盤の整備を図るとともに、治安確保に係る情報の収集等が喫緊の課題であることに鑑み、国家安全保障会議の創設も踏まえ、公安調査体制の強化を図るなど、治安部門の体制を充実強化する。

また、アベノミクスによる経済活動の活発化を着実なものとするため、観光立国推進のため出入国審査体制を強化するとともに、登記所備付地図の整備を含む登記事務処理体制の強化を図る。

さらに、いじめ等の人権問題への対応体制等を充実強化するとともに、国民に身近で頼りがいのある司法の実現に向けて、日本司法支援センターの適正な運用等、司法制度改革の取組みを推進する。

また、事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所の人的機構の充実、裁判事務処理態勢の充実、老朽、狭あいな裁判所施設の改善を図る。

適切な消費者行政の推進

健全で活気と厚みのある消費市場の構築を図るため、消費者の安全・安心を確保するための「消費者安心戦略」を積極的に推進する。

まず、「消費者安全・安心確保対策」として、地域における身近な消費生活相談体制の強化等のための地方消費者行政活性化基金の上積み、トラブルに遭うリスクが高い高齢者等を守る地域ネットワークの構築、消費者教育の充実、消費者被害回復のための取組みの充実、食品表示の充実、リコール情報の周知強化、悪質商法への厳正な取締り等を図る。

また、「物価・消費市場関連対策」として、物価モニター体制の強化、消費税転嫁対策特措法の普及啓発・執行、消費者と事業者との協働支援、風評被害対策等を図る。

公正かつ自由な競争による経済の活性化

国民生活に影響の大きい価格カルテル等に厳正に対処する。また、企業結合事案を迅速に審査し、あわせて透明性・予見可能性を確保する。

活力ある中小企業の育成・強化がわが国経済の再生にとって重要であるとの認識の下に、中小企業に不当に不利益を与える優越的地位の濫用等の行為及び下請法違反行為に厳正・的確に対処する。

消費税の転嫁拒否行為に迅速・厳正に対処するとともに、悉皆的な大規模書面調査による積極的な情報収集、相談対応などにより、消費税の円滑かつ適正な転嫁を図る。

また、独占禁止法が改正され、1年6カ月以内に公正取引委員会の審判制度が廃止されることとなった。今後は、公正取引委員会の行う法的措置に対する不服審査機能が裁判所に移されることにより、外観上の公正さが確保されるとともに、より国際的に整合性のとれた制度とすることを通じて、企業の内外活動を巡る競争環境の一層の整備を図る。

会計検査機能の充実強化

会計検査機能を充実強化するため、検査体制、検査活動及び研究・研修体制の充実強化を図る。

5 . 教育再生を実現します。

学力と人間力を備えた人材の育成

教育は、国の根幹を形作る重要政策である。世界トップレベルの学力と規範意識、歴史や文化を尊重する態度を育む教育とすべく、その再生を実現する。

このため、教職員等指導体制の整備、豊かな情操心の育成や道德教育の充実、特別支援教育の充実、いじめ対策の推進、キャリア教育・職業教育の充実、情報通信技術を活用した学びの推進を図る。また、土曜日の教育活動の推進、学びを通じた地域づくりと学校・家庭・地域の連携協働、専修学校・大学等における社会人や女性の学び直しの機会の充実、食育の推進を図る。学校給食においても、国産食材の割合を80%とすることに向けた取組みを進める。

加えて、グローバル人材の育成、国立大学改革の推進、多様な人材育成への支援など私学の振興、国公私立大学を通じた大学教育改革の支援、高度医療人材の養成と大学病院の機能強化等の推進により、未来への飛躍を実現する人材を養成する。

さらに、安心して教育を受けることのできる学びのセーフティネットを構築するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減、高校授業料の無償化の見直し、大学等奨学金事業の充実、国立大学・私立大学の授業料減免等の充実、学校施設の耐震化や老朽化対策、学校安全等を推進する。

「スポーツ・文化芸術の振興」の実現

心を豊かにし、活力ある社会の構築に不可欠なスポーツ・文化の振興を国家戦略として推進する。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、スポーツの価値を高める国際貢献のための「スポーツ・フォー・トゥモロー」の実現、国際競技力の向上などを推進する。

豊かな文化芸術の創造と人材育成、文化財の保存・活用及び継承、日本文化の発信・交流、国立文化施設の機能強化を推進する。

6 . 確かな外交・防衛で国益を守ります。

「攻め」の外交の戦略的な展開

わが国を取り巻く外交・安全保障環境は一層厳しさを増し、政治、安全保障、経済といった伝統的な外交分野は、海洋、宇宙、サイバーといった新しい課題を次々に取り込み、外交のフロンティアそのものが拡大、中長期的な外交的戦略が求められている。

このような状況下、日米同盟を基軸に据えた多角的な戦略的外交、すなわち「地球儀を俯瞰する外交」を、首脳外交を含め「オールジャパン」で推進し、日本の正しい外交方針を国内外にしっかりと発信し、理解を得ていく必要がある。

そのために人的体制及び在外公館等の物的基盤の整備を含め、総合的外交力を強化するために外交実施体制を強化する。具体的には、欧米主要国並みの外交実施体制を目標として、「スクラップ&ビルド」を原則としない大使館の新設を実現し、外交当局の司令塔機能を強化すべく、外務省定員を大幅に増員する。

わが国の領土・領海・領空に対する脅威は一層増大しており、引き続き領土保全に万全を期す。さらに、2013年1月のアルジェリア事件を踏まえ、危機管理体制を構築・強化し、即応体制、情報収集の強化、官民連携等、総合的な対応により、海外の邦人および日系企業の安全を確保する。

2015年（10月）の国連安保理非常任理事国選挙に向けて来年度に集中的に選挙対策を行う。

わが国の積極的平和主義を推し進め、国際貢献を目に見える形で国際社会に強く訴えていくため、人権、女性をめぐる外交課題への取組み、核軍縮の推進、中東情勢や地球環境問題等への対応等、グローバルな利益への貢献を積極的に行う。

「アベノミクス」の成長戦略を実現するため、インフラ輸出、資源・エネルギーの確保、日本企業の海外展開支援等を進めるとともに、国益に資する経済連携交渉（TPP、東アジア地域包括的経済連携：RCEP、日中韓FTA、日EU・EPA等）を同時並行で推進する。

ODAについては、①日本にとって好ましい国際環境の形成、②新興国・途上国とともに成長する日本、③人間の安全保障の推進と日本への信頼強化の三本柱の下、インフラ輸出、医療技術・サービスや中小企業・自治体の国際展開支援、国際標準の獲得等を中心に戦略的に展開する。

国民の生命・財産、領土・領海・領空を守り抜く防衛態勢の強化

平成26年度の防衛予算は、新たな「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」の初年度として、わが国防衛態勢の充実強化のため、重要なものとなる。加えて、北朝鮮による核・ミサイル開発の継続、中国公船によるわが国領海への断続的な侵入や国際法を逸脱した一方的な「東シナ海防空識別区」の設定等、わが国周辺の安全保障環境は一層厳しさを増している。

これらを踏まえ、国民の生命・財産、領土・領海・領空を断固として守り抜くため、警戒監視能力、情報機能、輸送能力、指揮統制・情報通信能力の強化とともに、島嶼部に対する攻撃への対応、弾道ミサイル攻撃への対応、サイバー空間及び宇宙空間における対応、大規模災害等への対応等の各種事態における実効的な抑止及び対処に必要な防衛力の整備を行う。国際共同開発・生産を進めるとともに、デュアルユース技術の積極的な活用により防衛装備品等の研究開発を進めていく。

また、アジア太平洋地域や国際社会との協力による安全保障の積極的な推進のため、二国間・多国間の協力関係の強化や、国際平和協力活動等の活動能力の強化に取り組む。

さらに、国内の防衛施設と周辺地域との調和を図るため、基地周辺対策を着実に実施するとともに、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を押し進める。特に、在日米軍の再編については着実に推進し、抑止力を維持しつつ地元、なかんずく沖縄の負担を軽減していく。

拉致問題の早期解決

拉致問題に対しては、全ての拉致被害者の一刻も早い帰国、真相究明、実行犯の引き渡しを実現するため、情報収集・分析体制の強化、北朝鮮向け放送の充実、国際連携や内外世論の啓発の強化など総合的な対策を推進する。

また、帰国された拉致被害者等の自立を促進し、拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するため、経済的支援をはじめとした総合的な支援策を推進する。